

社会福祉法人聖和むつみ会
ケアセンター メイサムホール運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人聖和むつみ会が開設するケアセンター メイサムホール（以下「事業所」という。）が行う通所介護事業及び介護予防通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な通所介護及び介護予防通所介護相当サービス（以下「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 通所介護の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護（介護予防）支援事業者、他の居宅（介護予防）サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 ケアセンター メイサムホール
- （2）所在地 厚木市愛甲2208-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 常勤1名（兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

② 生活相談員 2名以上（兼務）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従業者と協力して通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画（以下、通所介護計画等）という。）の作成を行う。

③ 機能訓練指導員 1名以上（兼務）

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

④ 介護職員 6名以上（兼務）

介護職員は、日常生活上の世話（支援）等を行う。

⑤ 看護職員 2名以上（兼務）

看護職員は、健康管理の業務に当たる。

⑥ 管理栄養士 1 名以上（兼務）

管理栄養士は利用者の栄養食事相談等の栄養管理・改善、心身の状態の維持向上を行う。

（営業日及び営業時間等）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

①営業日

月曜日から土曜日（祝日営業）とする。

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

②営業時間

午前8時30分から午後5時30分

③サービス提供時間

午前9時45分から午後4時45分

利用者の希望により上記時間で終了時刻を早めた利用時間で通所介護計画に位置づけられたときは利用を可能とする。

（通所介護等の利用定員）

第 6 条 通所介護等の利用定員は通所介護と介護予防通所介護相当サービスを合計して1日1単位40名とする。

（通所介護等の内容及び利用料その他の費用の額）

第 7 条 通所介護等の内容は、次の通りとする。

- 一 通所介護計画等の作成
- 二 日常生活上の世話及び支援
- 三 食事の提供
- 四 入浴
- 五 機能訓練
- 六 レクリエーション
- 七 健康チェック
- 八 送迎
- 九 相談
- 十 家族指導

2 通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣及び市町村長が定める基準によるものとする。また、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

3 前項に定める額のほか、次に掲げる費用の支払い受けるものとする。

- （1）昼食（おやつ代を含む） 1 回につき 880 円
- （2）複写物の交付 1 枚につき 10 円
- （3）おむつ代（パンツタイプ） 1 枚につき 200 円
- （4）おむつ代（テープタイプ） 1 枚につき 150 円
- （5）尿取りパット 1 枚につき 60 円
- （6）レクリエーション・クラブ活動費 材料費等の実費
- （7）その他（嗜好品、行事手続代行、特別食、特別な行事費等） 実費
- （8）キャンセル料 1 回につき 880 円（食費相当額）

(当日キャンセル、利用日前日17:30までにキャンセルの連絡がなかった場合)

4 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

5 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収証を交付する。

6 法定代理受領サービスに該当しない通所介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した領収書等を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 厚木市(愛甲・愛甲東・愛甲西・岡田・戸田・酒井・長谷・船子・毛利台・南町・上落合・下津古久・長沼)
- (2) 伊勢原市(石田・下落合・東成瀬・高森・高森台)
- (3) 清川村(全域)

(衛生管理等)

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者が通所介護等の提供を受ける際に、利用者及びその家族が留意すべき事項は次の通りとする。

- 一 利用者が機能訓練室を利用する際には、従業者の支援のもとで利用すること。
- 二 利用者の体調によっては入浴等を中止する場合があること
- 三 利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけること。
- 四 利用者及びその家族は他の利用者及び従業者に対して、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力・暴言等を行ってはならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利

用者の家族、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処理を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（非常災害対策）

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

（苦情処理）

第14条 事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（人権擁護・虐待防止）

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

（暴力団排除）

第17条 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）

を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものと
する。

(地域との連携等)

第 19 条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力
を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する
場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものと
する。

(身体的拘束)

第 20 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場
合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わな
い。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状
況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性及び一時性の 3 つの要件を全て満たすこと）を記
録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業
務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

②継続研修 概ね月 1 回（年間事業計画による）

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくな
った後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背
景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害さ
れることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業者は、事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人聖和むつみ会と事業所の管理者
との協議に基づいて定める。

- 1 この規程は、令和 3 年 1 月 4 日より施行する。
- 2 この規程は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

ケアセンター　メイサムホール　料金表							R6.6.1	
法定代理受領の場合は、下記金額の1割、2割又は3割。 (ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による)							地域単価： 10.68	
介護保険給付対象サービスの利用料		単位数	利用料					
			10割	1割負担	2割負担	3割負担		
通所介護費 通常規模型 6時間以上7時間未満 9:45～15:45	要介護1	584	6,237円	624円	1,248円	1,872円		
	要介護2	689	7,358円	736円	1,472円	2,208円		
	要介護3	796	8,501円	851円	1,701円	2,551円		
	要介護4	901	9,622円	963円	1,925円	2,887円		
	要介護5	1,008	10,765円	1,077円	2,153円	3,230円		
通所介護費 通常規模型 7時間以上8時間未満 9:45～16:45	要介護1	658	7,027円	703円	1,406円	2,109円		
	要介護2	777	8,298円	830円	1,660円	2,490円		
	要介護3	900	9,612円	962円	1,923円	2,884円		
	要介護4	1,023	10,925円	1,093円	2,185円	3,278円		
	要介護5	1,148	12,260円	1,226円	2,452円	3,678円		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき	22	234円	24円	47円	71円		
入浴介助加算(Ⅰ)	1日につき	40	427円	43円	86円	129円		
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	1日につき	56	598円	60円	120円	180円		
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	1日につき	76	811円	82円	163円	244円		
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき	20	213円	22円	43円	64円		
若年性認知症利用者受入加算	1日につき	60	640円	64円	128円	192円		
科学的介護推進体制加算	1月につき	40	427円	43円	86円	129円		
栄養改善加算	1回につき	200	2,136円	214円	428円	641円		
中重度ケア体制加算	1日につき	45	480円	48円	96円	144円		
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1回につき	150	1,602円	161円	321円	481円		
ADL維持加算(Ⅱ)	1月につき	60	640円	64円	128円	192円		
送迎減算	1回につき	-47	-501円	-51円	-101円	-151円		
介護職員等処遇改善加算(R6.6～)	地域単価×介護報酬総単位 (基本単価＋各種加算減算)×9.2%			左記額－(左記額×0.9(1円未満切捨て))	左記額－(左記額×0.8(1円未満切捨て))	左記額－(左記額×0.7(1円未満切捨て))		
介護保険給付対象外サービスの利用料								
食費	昼食(1食あたり) ※おやつ代を含む	1回につき	880円					
複写物の交付		1枚につき	10円					
おむつ代	パンツタイプ	1枚につき	200円					
	テープタイプ	1枚につき	150円					
尿取りパット		1枚につき	60円					
レクリエーション・クラブ活動費		材料代等の実費						
その他 (嗜好品、行事手続代行、特別食、特別な行事費等)		実費						
キャンセル料	・当日キャンセル	1回につき	880円 (食費相当額)					
	・利用日前日17:30までに キャンセルの連絡がなかった場合							

ケアセンターメイサムホール(総合事業) 料金表							R6.6.1
法定代理受領の場合は、下記金額の1割、2割又は3割。							
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による)					地域加算		10.68
介護保険給付対象サービスの利用料			単位数	利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防通所 介護相当サ ービス費	要支援1 月4回まで	1月につき	436	4,656円	466円	932円	1,397円
	要支援1 月5回以上	1月につき	1,798	19,202円	1,921円	3,841円	5,761円
	要支援2 月8回まで	1月につき	447	4,773円	478円	955円	1,432円
	要支援2 月9回以上	1月につき	3,621	38,672円	3,868円	7,735円	11,602円
若年性認知症利用者受入加算		1月につき	240	2,563円	257円	513円	769円
栄養改善加算		1月につき	200	2,136円	214円	428円	641円
口腔機能向上加算		1月につき	150	1,602円	161円	321円	481円
科学的介護推進体制加算		1月につき	40	427円	43円	86円	129円
サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)	要支援1	1月につき	88	939円	94円	188円	282円
	要支援2	1月につき	176	1,879円	188円	376円	564円
介護職員等処遇改善加算(R6.6～)		地域単価×介護報酬総単位 (基本単価＋各種加算減算)×9.2%			左記額－(左記 額×0.9(1円未 満切捨て))	左記額－(左記 額×0.8(1円未 満切捨て))	左記額－(左記 額×0.7(1円未 満切捨て))
介護保険給付対象外サービスの利用料							
食費	昼食 (1食あたり) ※おやつ代を含む	1回につき	880円				
複写物の交付		1枚につき	10円				
おむつ代	パンツタイプ	1枚につき	200円				
	テープタイプ	1枚につき	150円				
尿取りパット		1枚につき	60円				
レクリエーション・クラブ活動費		材料代等の実費					
その他 (嗜好品、行事手続代行、特別食、 特別な行事費等)		実費					
キャンセル料	・当日キャンセル	1回につき	880円 (食費相当額)				
	・利用日前日17:30までに キャンセルの連絡がなかつ た場合						